

## 糸満市営駐車場利用に関する留意事項

糸満市営駐車場を利用される際には、次のことを遵守して下さい。

1. 個人申込での利用は一人1区画とし、契約書に記載されていない車両および契約書記載の駐車場所以外は駐車できません。ただし、車検の代車など、契約書に記載されていない車両の駐車を要する場合は、事前に財政課へ連絡をお願いします。  
また、法人・団体・店舗での申し込みは、駐車場所の賃借に関する契約のため、駐車許可証を発行しません。
2. 利用できる自動車は、道路交通法第3条に規定する普通自動車（道路運送車両法で規定する軽自動車を含む）で、積載物を含め長さ5メートル以下とします。
3. 利用できる期間は最小1ヶ月単位とします。
4. 利用料納付については、契約後に糸満市財政課が発行する納入通知書で金融機関での支払いになります。月の途中で加入や解約の場合でも一ヶ月分の料金が発生します。
5. 次に該当するときは、駐車場を利用することができません。
  - (1) 危険物を積載した自動車を駐車しようとするとき。
  - (2) 自動車の駐車以外の目的に利用しようとするとき。
  - (3) 個人で契約の利用に際し、甲が発行する駐車許可証をダッシュボード等フロントガラスから視認が容易な位置に置かないとき及び契約書記載の駐車場所以外に駐車しようとするとき。
  - (4) 法人・団体・店舗で契約の申込の利用に際し、契約書記載の駐車場所以外に駐車しようとするとき。
6. 駐車場内では、次に掲げる行為をしてはいけません。
  - (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
  - (2) 駐車場内の施設を汚損し、または損傷すること。
  - (3) その他駐車場の管理上支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
7. 利用者が駐車場の施設その他の物件を汚損し、または損傷したときは、その損害を賠償していただきます。
8. 駐車場内における盗難、自動車相互間の接触または災害その他の利用により、利用者が受けた損害については、糸満市は一切の賠償責任を負いません。また、駐車場所や通路など他の自動車が違反駐車等した場合でも、利用者が自ら警察に通報するなど妨害排除を行うこととし、糸満市は補償や損害賠償の義務を負いません。
9. 駐車場の施設の補修、その他の理由により必要と認められるときは、駐車所の全部または一部を休止することがあります。

糸満市財政課